

江田島市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>江田島市議会議員(以下「議員」という。)</u>が、<u>市民全体の代表者又は奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)</u>について定めるとともに、<u>市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、<u>市民の意見及び要望に耳を傾け、市民生活の実情を把握するとともに、市政の共同運営者として政策を提案し、条例、予算等を議決し、並びに市政全般が適正に行われているかを調査し、点検し、及び監視する。</u></p> <p>2 <u>議会は、市民生活の向上と市の発展を目指すことを使命とし、市民の様々な問題の解決と市の将来を見据えた活動に努める。</u></p> <p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、<u>市政に関わる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。</u></p> <p>4 <u>議員は、自らの公約に掲げた政策の実現に努力するとともに、情報公開の原則に基づき議会及び議員の活動を積極的に市民に明ら</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>江田島市議会議員(以下「議員」という。)</u>の政治倫理に関する規律の基本事項を定め、<u>議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、<u>市民の代表者として市政に携わり公共の利益を追求するという自らの役割を深く認識し、その使命達成に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような市民からの働き掛けがあった場合においても、これに応じてはならない。</u></p>

かにし、その説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人(以下「出資団体」という。)及び指定管理者(江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年江田島市条例第5号)第5条の規定により協定を締結したものをいう。)の役職員(以下「職員等」という。)に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設の入居に関する推薦
- (3) 職員等の採用、昇任、降任、転任その他の人事への関与
- (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公正な職務執行を妨げる行為

2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。

3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。

4 議員は、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)に当たる行為その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

5 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。

(2) 常に市民の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品の授受をしないこと。

(3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定等又は請負その他契約に関し、特定の個人又は法人その他の団体のために有利な、又は不利な計らいをするよう働き掛けないこと。

(4) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するよう働き掛けないこと。

(5) 市等の職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する行為を行

(就業等の報告義務)

第5条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体(出資団体を除く。以下「法人等」という。)の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも、同様とする。

(1) 収益事業を営む法人等

(2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

(審査の請求)

第6条 議員に第3条に規定する政治倫理基準又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定による議員の兼業禁止(以下「政治倫理基準等」という。)に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては議員の選挙権を有する者10人以上の者の連署を、議員にあっては議員定数の3分の1以上の者の連署をもって、当該違反行為を疑うに足りる事実を証する資料を添えて、江田島市議会議長(以下「議長」という。)に対し、当該違反行為の存否についての審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(審査会の設置)

第7条 議会に、江田島市議会議員政治倫理審査会(以下「審

査会」という)を設け、当該審査請求を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑念を解明するよう努めなければならない。

(審査の請求)

第4条 議員について政治倫理基準又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定による議員の兼業禁止に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては地方自治法第18条の規定により議員の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署を、議員にあっては議員定数の3分の2以上の者の連署をもって、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料を添えて、江田島市議会議長(以下「議長」という。)に対し、当該違反行為の存否についての審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、江田島市議会議員政治倫理審査会(以下「審

査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前条の審査請求があった場合は、議長の求めに応じ、当該審査請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。
- 3 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

(審査会の組織等)

第8条 審査会は、次に掲げる者につき、議長が委嘱する委員9人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 市民 3人
- (3) 議員 3人

2 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の委員)

第9条 審査会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

査会」という。)を設置し、当該審査請求に係る事案(以下「審査事案」という。)の審査を審査会に付託する。

- 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員(以下「委員」という。)は議員のうちから議長が指名する。

4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、審査会において互選する。

5 審査会の定数及び表決については、江田島市議会委員会条例(平成16年江田島市条例第193号)第16条及び第17条の規定を準用する。

6 委員の任期は、次条第5項の規定による審査結果の報告が終了したときまでとする。ただし、委員が任期の途中で議員の職を失ったときは、その任期を終了する。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職又は議員の職を退いた後も、同様とする。

8 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の3分の2以上で決するものとする。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

5 委員長は、会議の秩序を維持するために必要な措置を採ることができる。

(政治倫理基準等違反の審査)

第11条 審査会は、議長から審査請求の事案の審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、審査請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）に審査会の会議に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、第1項の審査を行うため、被請求議員その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。

4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に許可した場合は、公開とすることができる。

5 審査会は、審査事案の審査が付託された日から90日以内に、その審査結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

6 議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その報告文書の写しを当該審査請求をした者に送付するとともに、その

(政治倫理基準等違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、審査事案に関与したとされる議員（以下「関係議員」という。）に審査会の会議に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、第1項の審査を行うため、関係議員その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。

4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に許可した場合は、公開とすることができる。

5 審査会は、審査事案の審査が付託された日から90日以内に、その審査結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

6 議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その報告文書の写しを当該審査請求をした者に送付するとともに、その

<p>概要を速やかに公表しなければならない。</p> <p>(議員の協力義務)</p> <p>第12条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。</p> <p>(議会の措置)</p> <p>第13条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。</p> <p>2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>概要を速やかに公表しなければならない。</p> <p>(議員の協力義務)</p> <p>第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。</p> <p>(審査結果の措置)</p> <p>第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために次に掲げる措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 議員の辞職勧告決議の調整</p> <p>(2) この条例の規定を遵守させるための警告</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 議長は、この条例の施行後、この条例の施行状況について検討を加え、結果に基づき必要な措置を講じることができる。</p>
---	--

理由

市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。そのために、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例の一部を改正する。